

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
鈴木 一 子	仙台地方裁判所	米国
	判事補	ワシントン大学
提 出 書 面		
平成26年8月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月13日～8月31日）		
同年7月13日 シアトル到着		
同年7月25日、26日 ハイテクノロジー・プロテクション・サミット出席		
同年7月21日～8月8日 ワシントン大学にて語学研修		
同年8月29日～ ワシントン大学にて夏期法律講座を受講		
キーワード欄		
・生活の立上げ、大学関係の諸手続、研究内容 ・ワシントン州における嗜好用大麻の販売、所持及び使用の合法化 ・在シアトル日本国総領事館からの招待 ・語学講座（STEP） ・ハイテクノロジー・プロテクション・サミット ・夏期法律講座		

平成26年8月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学)

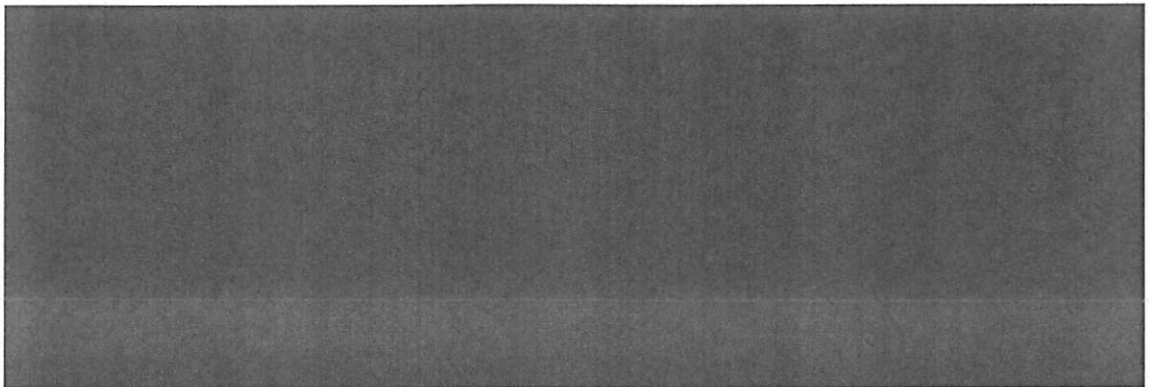
仙台地方裁判所 判事補 鈴木 一子

報告書簡（第1回）

平成26年7月13日～同年8月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 生活の立上げ、大学関係の諸手続、研究内容について

1 生活の立上げ



2 大学関係の諸手続

7月15日、ワシントン大学に行き、Visiting Scholarの担当者である [REDACTED] のアシスタントの [REDACTED] 氏を訪ねた上、ISO(International Scholars Operations)のチェックインをしました。

3 研究について

私は、法と開発という分野を研究する予定ですが、[REDACTED] 氏から、その分野が専門の [REDACTED] を私のホスト役にして下さいというお話を頂きました。

同教授から講義の聴講許可と共に「持続可能な国際的開発」プログラム (the Sustainable International Development Graduate Program) に是非ご参加下さいという連絡を頂いたので、9月に同教授とお会いして具体的な研究内容について相談する予定です。

第2 ワシントン州における嗜好用大麻の販売、所持及び使用の合法化

ワシントン州においては、7月8日、嗜好用大麻（マリファナ）の販売並びに21歳以上による大麻の所持及び使用が合法化されました。北米報知によれば同州は年間5億6000万ドルの税収を見込んでいるそうです。シアトルの治安は比較的良いものの、街や大学のキャンパス内において多くの薬物中毒者を見かけます。今後の治安の変化に注意すべきだと思いました。

第3 在シアトル日本国総領事館からの招待

在シアトル日本国総領事館からジェット・プログラムに参加する方の送別パーティー及び夏祭りの招待を頂きましたが、後述する他の予定と重なりお断りせざるを得ませんでした。

第4 語学講座（STEP）の受講

7月21日から8月8日までワシントン大学にて日常英会話の講座「STEP」（Language & Culture Short Term English Program）を受講しました。アメリカ、台湾、タイ、韓国、チュニジア人の友人ができ、講座の修了後も交流を続けています。

第5 ハイテクノロジー・プロテクション・サミット

_____にご案内頂き、7月25日及び26日に High Technology Protection Summit に出席しました。その様子は日本の知財高裁のホームページにて紹介されています（私の写真も載っていました）。なお、レセ

プシヨンにおいて名刺交換したドイツの弁護士 [REDACTED] 氏（同氏は同サミットにおいて再生医療の特許について講演をしていました）が連絡を下さり、9月6日にシアトルでお会いすることになりました。名刺交換しただけでも実際に連絡を下さる方がいると分かりました。

第6 夏期法律講座

8月29日から Summer Institute in Transnational Law and Practice が始まりしました。同日には K&L Gates 法律事務所を訪問し、企業法務における弁護士業務の流れを説明して頂きました。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 鈴 木 一 子	所属庁・官職 仙台地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ワシントン大学
提 出 書 面 平成26年9月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月1日～9月30日） 同年9月1日～12日 ワシントン大学にて夏期法律講座を受講 同月6日 [REDACTED] と会食 同月15日～9月17日 FIUTS主催のオリエンテーション 同月15日 客員研究員向けオリエンテーション 同月21日 [REDACTED] にて歓迎会 同月22日～ ワシントン大学にて秋学期の講義開始 同月24日 連邦地裁にて裁判傍聴		
キーワード欄 ・ 夏期法律講座 ・ ワシントン大学における各オリエンテーション ・ 持続可能な国際的開発プログラム（SID） ・ 秋学期の講義開始 ・ 連邦地裁における裁判傍聴		

平成26年9月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学)

仙台地方裁判所 判事補 鈴木 一子

報告書簡（第2回）

平成26年9月1日～同月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 夏期法律講座

8月29日から始まったSummer Institute in Transnational Law and Practiceを9月12日まで引き続き受講しました。これはアメリカの法制度等について概略的に説明する講座です。参加者は70名程度おり、日本のほか、中国、台湾、韓国、インド、タイ、ベトナム、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、ブラジル、アフガニスタン、サウジアラビア、エジプト、ウガンダ、ケニア、エチオピア、グアテマラ、フランス、ポーランドから参加していました。参加者は弁護士が最も多く、裁判官と検察官が数名、他に弁理士や法廷通訳などがいました。慶応大学及び大阪大学が費用を負担して同講座の受講を推奨しているそうで、同校のロースクール卒業生（司法試験の結果待ち）が合計4名いました。講義終了後も各国の参加者と交流が続いており、非常に良い体験でした。

第2 [REDACTED]との会食

9月6日、ドイツ人の[REDACTED]氏と会食しました。[REDACTED]氏は、ミュンヘンにある[REDACTED]で、知財を扱っており、[REDACTED]をしているためシアトルを度々訪れています。

第3 ワシントン大学における各オリエンテーション

1 FIUTS

9月15日から同月19日の間、FIUTS（ワシントン大学における留学生のための団体）主催の留学生向けオリエンテーションがあり、私は同月15日から同月17日まで参加しました。同団体は、様々な行事を開催しており、有意義です。

2 客員研究員向けオリエンテーション

9月15日、ロースクール主催の客員研究員向けオリエンテーションに参加しました。日本のほか、中国、台湾、韓国の方がいました。

第4 持続可能な国際的開発コース(SID)

1 私は、法と開発という分野を研究しており、LLMのコースのうち、Sustainable International Development(SID)に参加させて頂くことになりました。9月21日、SIDの[REDACTED]のご自宅で、同コースの歓迎会が行われました。同コースの学生は、私を除き25名おり、そのうちJD生は8名のみで、他はLLM生です。また、アメリカ人は6名のみで、他は主に新興国（ウガンダ、ケニア、エチオピア、インド、アフガニスタン等）からの留学生です。私は特にアフリカの検察官や裁判官と仲良くなりました。日本では考えられない問題が山積している現状を直に聞くことができ、興味深いです。

2 秋学期の講義開始

9月22日から、秋学期の講義が始まりました。私は、①Law and Development: History&Theories, ②Business,Social Responsibility and Human Rights, ③Woman, Poverty, and Natural Resource Managementの3つの授業を受講しています。ワシントン大学では、CANVASというインターネットシステムを通じて講義の予習のための動画を見たり、課題を提出することになっています。学生でなければ同システムを利用できないため、①及び②については[REDACTED]、③については[REDACTED]のご厚意により、学生として登録して頂きました。私は単位を取得する訳ではないですが、他の学生と同じように講義に参加しています。毎週、山のような文献を読み、課題を提出するのは大

変ですが、新興国の発展や法整備支援の在り方について理論的に学ぶことができて、充実しています。

第5 連邦地裁にて裁判傍聴

9月24日、ダウンタウンにある連邦地裁において、民事の公判前手続及び口頭弁論並びに刑事の First Appearance（逮捕直後の手続）を傍聴しました。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 鈴 木 一 子	所属庁・官職 仙台地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ワシントン大学
提 出 書 面 平成26年11月3日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月1日～10月31日） 同年10月1日～31日 秋学期の講義 同月7日 SIDプログラムのミーティング 同月21日 [REDACTED] の講演会		
キーワード欄 ・ 秋学期の講義 ・ 持続可能な国際的開発プログラム（SID） ・ アテンド準備		

平成26年11月3日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学)

仙台地方裁判所 判事補 鈴木 一子

報告書簡（第3回）

平成26年10月1日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 秋学期の講義

私は、①Law and Development: History&Theories, ②Business, Social Responsibility and Human Rights, ③Woman, Poverty, and Natural Resource Managementの3つの授業を受講しています。

①については、国の「発展」というときの発展(Development)という言葉の意味は歴史的に変遷があること、現在の「発展した国」や「発展途上国」という概念は、第二次世界大戦後に作られた概念であること、といった歴史を学ぶところから始まりました。他に、世界銀行やIMFの政策や失敗などについて学んでいます。日本のODA政策や法整備支援の指針が世界の中でどのような位置にあるのか、大きな視点で考えられるようになったことが収穫です。

②は、国連が策定した企業による人権侵害の指針(Guiding Principle)を中心に、多国籍企業による人権侵害防止や被害回復の手法について学んでいます。

③は、世界の様々な問題について、アフリカにおいて支援を行っている教授の体験談を交えながら学んでいます。

2 持続可能な国際的開発コース(SID)のミーティング

私が学んでいるSustainable International Development(SID)プログラムでは、月に1回、Colloquiumを開催しています。これは、ゲストスピーカーを招待して、小規模な講演会や討論会のようなものを開くというものです。10月7日に最初のColloquiumがあり、私も参加させて頂きました。この日は、女性と土地の権利に関する活動をしているNGOの方を招待しました。アフリカやアジアでは、女性が土地の権利を取得できないことが大きな問題になっています。登記のような制度があっても女性は名前を登録できなかつたり、相続できないという問題の存在を初めて知りました。

3 [REDACTED] の講演会

10月21日、[REDACTED]氏が日本の司法制度改革について講演をされたので、出席しました。主に法科大学院の設置に至る背景及び法科大学院の現状について講演されました。客観的で正確な内容でした。[REDACTED]が司法制度改革に携わっていたことを初めて知りました。

4 アテンド準備

11月30日から12月6日まで、大阪地裁の岩崎判事及び鹿児島地裁の安永判事がシアトルにて刑事事件の証拠関係の調査をされることになり、そのお手伝いをさせて頂くことになりました。連邦やワシントン州の裁判官や検察官との面談を希望されているのですが、裁判官や検察官と知り合いという訳ではないため、インターネットで公表されているアドレスにメールを送るしかアポイントメントを取る術がありません。返信が全くないこともしばしばあり、苦勞しています。前任者に質問したところ、返信が来ないのは通常のこと、毎年苦勞されているようです。本日、どうにか面談のアポイントを取れたので安心しました。以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
鈴木 一 子	仙台地方裁判所 判事補	米国 ワシントン大学
提 出 書 面		
平成26年12月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月1日～11月30日） 同年11月1日～30日 秋学期の講義 同月3日、10日、17日、24日 Global Mondays 同月4日 SID のミーティング 同月12日、21日 King County Superior Court にて裁判傍聴 同月30日 出張者のシアトル到着		
キーワード欄 ・ 秋学期の講義 ・ Global Monday ・ 持続可能な国際的開発プログラム（SID） ・ アテンド		

平成26年12月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学)

仙台地方裁判所 判事補 鈴木 一 子

報告書簡（第4回）

平成26年11月1日～同月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 秋学期の講義

引き続き、①Law and Development: History&Theories, ②Business, Social Responsibility and Human Rights, ③Woman, Poverty, and Natural Resource Managementの3つの授業を受講しています。

2 Global Mondays

ワシントン大学ロースクールでは、毎週月曜日のお昼の時間帯に、Global Mondaysという研究会を開催しています。これは、毎回異なるゲスト講師が自分の研究テーマや仕事について講演をする、というものです。講師はワシントン大学内部だけでなく外部からも招待され、大学教授や弁護士、団体の代表者など、様々な方がおり、様々な話題について講演されるので、知らなかった話題も概要を知ることができます。これまで、ベトナムとルワンダにおける女性の権利、国際社会における弁護士の役割、アメリカにおける移民法問題、中国における労働法など様々なテーマで議論がなされました。

3 持続可能な国際的開発コース(SID)のミーティング

私が学んでいるSustainable International Development(SID)プログラムでは、月に1回、Colloquium (小規模な講演会や討論会のようなもの)を開催しています。今月は、Would Justice Projectという世界における法の支配の確立を目指す活動をしている団体の代表者が招待されました。この団体は、「法の支配指数」を作成してホームページで公開しています。これは、どれだけ法の支配が確立されているか、国別にランキングを示したものです。日本は、調査の対象とされている99カ国のうち、12位でした。世界銀行やIMFだけでなく様々な団体が法や経済の発展を測るための指標を研究し、発表しています。どのようにデータを集めているのか、何を指して作られた指標なのか、統計を扱う際には、冷静に見る必要があると思いました。また、「法の支配」といっても、法の制定手続に着目するのか、実質的な法に着目するのか、様々な定義があることを知りました。

4 King County Superior Court にて裁判傍聴

11月12日及び21日、King County Superior Court にて裁判傍聴をしました。陪審裁判があったので、裁判所内に陪審員が多数いました。私が経験した日本の裁判員裁判では、評議室と法廷以外を歩くときは裁判員の番号が書かれた札を外すように裁判員に指導していました(外部の人に裁判員だと分らないように、という説明をしています)。しかし、アメリカではむしろ「私が陪審員です」と分かるように陪審の札を着けた陪審が歩いており、日本とは逆の運用をしていることが分かりました。

傍聴した刑事事件では、被害者が幼い子供の性犯罪だったようで、子供の記憶の研究をしている医師が、子供の記憶の仕組みや誘導される恐れなどについて証言していました。その中で、弁護人の尋問に対し、検察官が何回も異議を出したので、裁判官が陪審員を退廷させて、弁護人と検察官を法壇の前に呼び、検察官に何を問題にしているのか、弁護人の意見は、今後、検察官が同様の趣旨の異議

を出したとき、裁判官はどのような方針で異議を処理するかを議論しており、興味深かったです。検察官としては、弁護人が、今回の事件の取調べにおいて被害者が取調べ官に誘導され記憶をすり替えてしまったのではないかと証人を誘導しているのです、そこまで証人は答えられるものではない、という点を問題にしていたようです。証人尋問で異議が連発され、証人尋問が聞きにくくなることはまれにあり、それをどう処理するのか方法を一つ学ぶことができ、有意義でした。また、心証に影響を与えないように陪審員を退廷させたのも印象的でした。

4 出張者の到着

11月30日から12月6日まで、大阪地裁の岩崎判事及び鹿児島地裁の安永判事がシアトルにて刑事事件の証拠関係の調査をされることになっています。11月30日にお2人がシアトルに到着されたため、夕食を一緒しました。反省としては、アメリカでは11月27日から30日まではサンクスギビングの連休で、日本で言うとお正月のような祝日ムードです。その連休中に到着されるのは、関係者（面談相手や通訳人）に連絡する関係で支障が生じる可能性が大きいので、出張者の日程が決まる前に、そのことに気付いて日程を少しずらした方が良かったのでは、と思っています（日程が決まってから、私がサンクスギビングがどういうものかを知りました）。後任者には気をつけて頂きたいと思います。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 鈴 木 一 子	所属庁・官職 仙台地方裁判所 判事補	派遣先 米国 ワシントン大学
提 出 書 面 平成27年1月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月1日～平成27年1月31日） 平成26年12月1日～5日 アテンド 平成27年1月5日～ 冬学期の講義 同月6日 SID のミーティング 同月26日～30日 Judicial college		
キーワード欄 ・アテンド ・冬学期の講義 ・持続可能な国際的開発プログラム（SID） ・Judicial college		

平成27年1月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学)

仙台地方裁判所 判事補 鈴木 一子

報告書簡（第5回）

平成26年12月1日～平成27年1月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 アテンド

12月1日から5日まで、大阪地裁の岩崎判事及び鹿児島地裁の安永判事がシアトルにて刑事事件の証拠関係の調査をされました。法廷傍聴及び連邦裁判所の裁判官、州裁判所の裁判官及び連邦検察官にインタビューを行い、私はその準備や通訳を致しました。インタビューの中で州の裁判官がお話された、アメリカの裁判官は野球の審判のような役割であり、当事者がどのような球を投げるのか等について口出しはしない（争点整理は当事者に任せるのであり、日本のように当事者に注文を出したりしない）という例え話が印象的でした。ワシントン州上位裁判所におけるインタビューの模様については、US - Japan councilのニュースレターの記事になりました。

2 冬学期の講義

1月5日から冬学期が始まりました。今学期は、①Legal Problem of Economic development Seminarという少人数ゼミ形式の講義、②Social Enterprise law、③Attaining Sustainable Societyの3つの授業を受講しています。①は私の研究テーマである「法と開発」に特化したゼミです。②は、日本では「ソーシャル・ビジネ

ス」と呼ばれていますが、社会貢献を行う企業やNGOに関する法律問題を扱う授業です。③は、大学（学部）における宇宙&科学コースの講義です。お世話になっている[REDACTED]の推薦で受講することになりました。宇宙や科学の観点から「持続可能な社会を発展させることは可能か？」というテーマについて学んでいます。驚いたのは、学部の講義であるにも関わらず、予習のための課題が大学院並みにあり、教授が授業中に一方的に話すことは皆無で、学生同士で議論することに終始します。日本の教育の在り方と大きく違うことを痛感しました。

3 持続可能な国際的開発コース(SID)のミーティング

私が学んでいるSustainable International Development(SID)プログラムでは、月に1回、Colloquium（小規模な講演会や討論会のようなもの）を開催しています。今月は、連邦議会において国際的開発や国家安全の法案作りに携わってきた[REDACTED]氏を招待し、いわゆるConflict Mineral（強制労働などの人権侵害による方法で採取される資源の問題）について議論しました。私達のクラスにはケニアやウガンダから来た留学生もいるため、アメリカによるアフリカ支援の在り方について[REDACTED]氏に対して鋭い疑問が投げかけられ、白熱しました。

4 Judicial College

1月25日から30日までの間、ワシントン州最高裁主催のJudicial Collegeに出席しました。これは、ワシントン州において新しく裁判官になった人のための研修で、ワシントン州最高裁のご厚意で毎年、参加させて頂いているものです。もっとも、参加費用とホテル宿泊費（会場に宿泊することが推奨されています）として1200ドル以上を個人的な小切手で支払う必要があります（他の参加者は所属の裁判所から支出されています）。費用は高いですが、内容は素晴らしいものでした。司法制度は日米で全く異なりますが、公正であることと同じくらい公正らしさが重要であること、本人訴訟の扱い、少年事件の難しさ等、実践的な

部分は同じでした。何より、カレッジの半分は多様性（性、人種、言語、宗教等）に関する話であった点にアメリカらしさを感じるとともに感銘を受けました。カレッジのスタッフはもちろん、参加者からとても歓迎して頂きました。このカレッジを通して裁判官であることに誇りを持つことができました。私だけではもったいなく、日本の裁判官全員が受講すべき内容だと思いました。また、一部教官室の方にも参考にして頂きたいほど素晴らしい教育の内容及び方法だと思いました。他のカレッジ参加者からも、多様性の観点から、日本の裁判官がもっと参加した方が良いとの意見も頂きました。このような素晴らしい機会を頂いたことに、ワシントン州最高裁に本当に感謝しています。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
鈴 木 一 子	仙台地方裁判所 判事補	米国 ワシントン大学
提 出 書 面		
平成27年2月28日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月1日～同月28日） 平成27年2月1日～28日 引き続き冬学期の講義 同月2日～6日 アテンド 同月18日、20日、23日、25日 ■■■■■の講義 同月24日 ワシントン州最高裁判所訪問		
キーワード欄 ・ アテンド ・ 冬学期の講義 ・ ■■■■■ ・ ワシントン州最高裁判所		

平成27年2月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学)

仙台地方裁判所 判事補 鈴木 一子

報告書簡（第6回）

平成27年2月1日～同月28日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 アテンド

2月2日から6日まで、横浜地裁の網島人事課課長補佐がシアトルにて裁判所職員の研修や教育に関する調査をされました。連邦裁判所の裁判官及び職員、州裁判所（Superior court及びDistrict court）の職員にインタビューを行い、私はその準備や通訳を致しました。

今回のアテンドにおいて、苦労したのは、研究テーマを先方に正確に理解してもらう点です。網島課長補佐の研究テーマは「裁判所書記官の研修について」というものでした。しかし、インタビューのアポイントメントを取る過程において、アメリカには日本と同じ意味の「裁判所書記官」という概念は無い、ということが分かってきました。網島課長補佐は「書記官」をCourt officials と英訳して研究テーマを提出されていましたが、Court officialsというと、裁判官も含んだ「裁判所で働く人全て」という意味になります。危うく、裁判官の研修についての説明を用意して頂くところでした。そもそも、アメリカでは仕事が細分化されており、事件の記録を作成し保管するCourt clerk や、Court clerk の仕事には含まれない秘書的な業務をするBailiff という職業があります。その他に、陪審員の対応に特化した仕事をする係等もいます。そして、これらは日本の「書記官」や

「事務官」という日本語には訳せません。概念そのものが異なります。インタビューするにあたっては、「日本の書記官は全ての仕事を持ち回りで行うのであって、日本とアメリカの職員の概念は重ならない」ということを先方に説明し、インタビューする私達も、アメリカの制度は日本と前提が異なるのだ、という点を理解しておく必要がありました。

今回のアテンドを通して、一番興味深かったのは、ワシントン州にある全ての裁判所は、事件記録をペーパーレス化(コンピューターに保管)していた点です。この点は今回の研究テーマではありませんでしたが、私は大きな関心を抱きました。

各裁判所で職員の部屋(日本でいえば書記官室)を見学させて頂きましたが、ペーパーレス化する以前の記録以外は、紙で保管しているものではなく、書棚はガラガラに空いていました。当事者は準備書面等をEメールに添付して裁判所に提出し、裁判官もパソコンに表示した記録を読みます。連邦裁判所を訪れた際に聞いたのは、書面を提出するために直接裁判所を訪れる人は少ないので、受付も現在は6つの窓口のうち2つしか開けていないそうです。案内して頂いた書記官室も静かで閑散としていました。全てパソコンで仕事することから、職員が慌ただしく立ち歩いたりする必要はないし、また、自宅で仕事することも可能だそうです。

キングカウンティのSuperior courtの職員から、「日本ではどれだけペーパーレス化が進んでいるのか」という質問を受けたので、「日本は全て紙の記録を使用しており、書面の提出にEメールも使わない、FAXは使っている」という説明をしたところ、「IT大国・日本が一体どうして!？」と笑われてしまいました。今まで記録のペーパーレス化について特段、考えたことはなかったのですが、今回のアテンドを通して、研究に値する大きなテーマだと気付きました。ワシントン州の各裁判所で、裁判所の事務処理の未来形を見た気がします。日本の最高裁も、今後50年以内にはペーパーレス化に舵を取るのだろうな、という感想を持

ちました。

2 冬学期の講義

引き続き、冬学期の講義を受講しています。

3 [redacted] による特別講義

2月18日、20日、23日、25日の4日間にわたり、民法学者の [redacted] による「所有権の誕生～猿から近代国家まで～」というテーマの特別講義がありました。[redacted] は、近年、所有権のルーツを探するため、アフリカやアジア各国を巡っておられるそうで、そのまとめともいえる講義でした。[redacted] といえば民法の「転用物訴権」の理論ですが、今回の講義の内容は民法理論というより歴史や社会学に近いもので、例えば農耕民族か狩猟民族か遊牧民かという社会の形態に影響されて所有権が存在する国と存在しない国に分かれている、といった興味深い内容でした。

4 ワシントン州最高裁判所訪問

2月24日、客員研究員としてワシントン大学に在籍している細野まさひろ検察官と共にオリンピアにあるワシントン州最高裁判所を訪問しました。Judicial Collegeでお会いした [redacted] とお話をした後、口頭弁論を2件傍聴しました。その口頭弁論の冒頭で、最高裁長官が「鈴木裁判官、お立ち頂けますか。本日、鈴木裁判官が訪問して下さっています。鈴木裁判官は現在、ワシントン大学で研究されています。口頭弁論の傍聴をお楽しみください」と法廷内に私を紹介して下さいました。突然の出来事に驚きました。アメリカの裁判所では、どこに行っても私を温かく歓迎して下さいます。私も、日本で外国のお客様をお迎えしたときに同じようにおもてなししたいと思いました。

口頭弁論は、日本と異なって小法廷はなく、全ての事件に最高裁判事全員（合計9人）が出席します。そして、各裁判官が当事者に熱心に質問を浴びせます。面白いのは、質問する過程で、どの裁判官がどのような心証を持っているのか、明らかだった点です。しかし、[redacted] のLaw clerkにこの点をお聞きしたと

ころ、最高裁判事は、評議の結果、尋問時に法廷で見せていた心証とまるで逆の結論に至ることもしばしばあるということでした。なお、尋問が一番過酷なのは、ニューヨークの最高裁判所だそうです（時には裁判官が叫ぶこともあるそうです）。口頭弁論終了後は、Court clerkの[REDACTED] 氏にインタビューしました。

以上